

工場・事業場のみなさまへ 事前相談のお願い

川崎市では地域の環境保全のため、条例および法律に基づく許可申請・届出等に関する事前相談をお願いしています。

市内に工場・事業場を設置する場合や、施設の追加設置、変更等を行う場合は、環境対策について手続きが必要な場合がありますので、事前に御相談ください。



◇許可申請・届出が必要となる場合

- 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」といいます。）に規定する指定施設等を設置、変更するとき。
- 公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法）に規定する特定施設等を設置、変更するとき。
- 業種や施設等によっては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止統括者の選任等に係る届出が必要です。
- 1つの施設について、市条例と法律のどちらにも該当する場合は、それぞれ手続きが必要です。
- 許可申請・届出後に代表者・住所（住居表示）の変更、施設の構造の変更、施設の廃止等がある場合、別途届出書による手続きが必要です。

◇対象となる施設

法令等		
市条例	試験研究用の洗浄施設、ボイラー、コンクリートプラント、動力プレス機、せん断機、表面処理施設、めっき施設、破碎施設、分離施設、動力のこぎり盤、給油施設、塗装施設、ドライクリーニング施設 等	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	ボイラー、加熱炉、溶解炉、反応炉、廃棄物焼却炉、焼成炉 等
	揮発性有機化合物排出施設	乾燥施設、塗装施設、ガソリン等の貯蔵タンク 等
	一般粉じん発生施設	土石等の堆積場、ベルトコンベア、破碎機、ふるい 等
	水銀排出施設	廃棄物焼却炉、焼成炉 等
水質汚濁防止法	試験研究用の洗浄施設、洗濯業（クリーニング店等）の洗浄施設、自動式フィルム現像洗浄装置、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、バッチャープラント、表面処理施設、電気めっき施設、自動式車両洗浄施設（自動式洗車機） 等	
騒音規制法	送風機（空調用室外機等）、空気圧縮機（冷凍機を除く）、液圧プレス、せん断機、破碎機、摩砕機、分級機、コンクリートプラント、丸のこ盤、印刷機械、合成樹脂用射出成型機 等	
振動規制法	圧縮機（冷凍機を除く）、液圧プレス、破碎機、摩砕機、印刷機械、コンクリートブロックマシン、合成樹脂用射出成型機 等	
ダイオキシン類対策特別措置法	焼結炉、電気炉、廃棄物焼却炉、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 等	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業	ばい煙発生施設、汚水等排出施設、一般粉じん発生施設、騒音発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設

※ここに記載があるものは対象となる施設の一部です。施設によっては規模の要件があります。

◇許可申請・届出の提出期限

法令等	主な許可申請・届出	提出期限
市条例	指定事業所設置許可申請書 指定事業所に係る変更許可申請書	工事着手の35日前 許可されるまで着工できません
大気汚染防止法	ばい煙発生施設設置(変更)届出書	工事着手の60日前 ※
	揮発性有機化合物排出施設設置(変更)届出書	
	一般粉じん発生施設設置(変更)届出書	施設を設置・変更する前
	水銀排出施設設置(変更)届出書	工事着手の60日前 ※
水質汚濁防止法	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(変更)届出書	工事着手の60日前 ※
騒音規制法	特定施設設置届出書	工事着手の30日前
振動規制法	特定施設の種類(及び能力)ごとの数変更届出書	
ダイオキシン類 対策特別措置法	特定施設設置(変更)届出書	工事着手の60日前 ※
特定工場における 公害防止組織の 整備に関する法律	公害防止統括者(の代理者)選任、死亡・解任届出書	30日以内に選任 選任後30日以内に届出
	公害防止管理者(の代理者)選任、死亡・解任届出書	60日以内に選任 選任後30日以内に届出

※大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する施設を設置・変更する場合は、60日間の実施制限期間が設けられています。

○公共下水道が整備されている地域では、下水道法に基づく手続きが必要となる場合があります。詳細については上下水道局下水道水質課(044-200-2878)へお問い合わせください。

◇川崎市ホームページの御案内

検索 川崎市 公害関係法令届出

公害関係法令対象施設一覧(各法令ごとの特定施設等)

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

公害関係法令届出様式(許可申請・届出の様式等)

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

◇お問い合わせ先

窓口：川崎市役所第3庁舎17階(川崎区東田町5番地4)

- 市条例に基づく許可申請・届出 環境局環境対策推進課 許認可担当 044-200-2506
- 法律に基づく届出・規制及び市条例の規制に関すること
 - ・大気汚染防止法 環境局環境対策推進課 発生源大気・悪臭担当 044-200-2517
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法 環境局環境対策推進課 発生源大気・悪臭担当 044-200-2517
 - ・騒音規制法・振動規制法 環境局環境保全課 騒音振動担当 044-200-2525
 - ・水質汚濁防止法 環境局環境対策推進課 発生源水質担当 044-200-2521
 - ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 環境局環境対策推進課 許認可担当 044-200-2506
- 上記以外の法令等に関すること
 - ・土壌汚染対策について 環境局環境保全課 土壌担当 044-200-2534
 - ・特定粉じんについて 環境局環境対策推進課 アスベスト担当 044-200-2526
 - ・地下水の揚水について 環境局環境保全課 環境水質・地盤担当 044-200-2522
- メールでもお問い合わせください
環境対策推進課：30suisin@city.kawasaki.jp 環境保全課：30hozen@city.kawasaki.jp

令和4年8月作成